

## 令和元年度ダイオキシン類調査結果

## 1 環境調査結果

大気、水質、底質、地下水及び土壌について、前年度に引き続き、全ての地点で環境基準を達成していました。

表 1 環境調査結果

測定媒体	測定 地点数	測定 検体数	測定結果		環境 基準	単 位	備 考		
			最小値	最大値					
大 気	5	12	0.0040	0.011	0.6	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	1 調査は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、県、国土交通省九州地方整備局及び宮崎市が実施しました。 2 大気については、県は夏及び冬の年2回、宮崎市は季節毎に年4回調査を実施しました。 3 調査結果における最小値及び最大値は、各調査地点の年間平均値最小値及び最大値を示します。 4 毒性等量 (TEQ) の算出には、毒性等価係数 (TEF) としてWHO-TEF (2006) を適用しました。		
公 共 用 水 域	水質	河川	15	16	0.022	0.46		1	pg-TEQ/L
		海域	2	2	0.023	0.024			
	全体	17	18	0.022	0.46				
底質	河川	13	14	0.21	3.1	150		pg-TEQ/g	
	海域	2	2	0.12	1.2				
	全体	15	16	0.12	3.1				
地下水	7	7	0.021	0.10	1	pg-TEQ/L			
土 壌	9	9	0.0028	1.8	1,000	pg-TEQ/g			

## 2 発生源検査結果

## (1) 大気基準適用施設

## ① 自主検査結果

## ア 排出ガス

測定結果の報告があった施設のうち、廃棄物焼却炉2施設で排出基準を超過していたため、県では改善を指導し、1施設については改善を確認し、残る1施設については焼却炉の使用を停止した上で改善中です。

## イ ばいじん

測定結果の報告があった施設については、全て排出基準以下でした。

## ウ 燃え殻

測定結果の報告があった施設のうち、廃棄物焼却炉1施設が埋立処分基準である3ng-TEQ/gを超過していましたが、適正に処分されていることを確認しました。

## ② 立入検査結果

立入検査した施設のうち、廃棄物焼却炉2施設の排出ガスが排出基準を超過していたため、県では改善を命じ、1施設については改善を確認し、残る1施設については焼却炉の使用を停止した上で改善中です。

表 2 大気基準適用施設検査結果

特定施設の種類の種類	検査媒体	自主検査施設数		立入検査 施設数	
		対 象	報 告		
アルミニウム合金製造施設	排出ガス	1	1	1	
廃棄物焼却炉	排出ガス	6	6	3	
	ばいじん				5
	燃え殻				2

注) 検査対象施設は、休止施設(3)を除く。

また、「ばいじん」については、6施設が測定不能施設であり、「燃え殻」については、2施設が測定不能施設となっています。

(2) 水質基準適用事業場

① 自主検査結果

測定結果の報告があった特定事業場については、全て排出基準以下でした。

② 立入検査結果

全ての特定事業場について、排出基準以下でした。

表3 水質基準適用施設検査結果

特定施設の種類	検査媒体	自主検査事業場数		立入検査事業場数
		対象	報告	
硫酸塩パルプ漂白施設	排水水	1	1	1
廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設		1	1	1
下水道終末処理施設		3	3	2
共同排水処理施設		1	1	1